

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 9 月 29 日

| | |
|---------|---------|
| 長野市監査委員 | 西 島 勉 |
| 同 | 榑 原 剛 |
| 同 | 小 林 義 直 |
| 同 | 寺 沢 さゆり |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>第3章 監査の結果</p> <p>第2 教育委員会関連事業</p> <p>2.1 長野市教育センター</p> <p>(1) 長野市教育センター運営委員会規則の制定の検討について【意見】 (報告書 121 ページ)</p> <p>長野市教育センター設置条例施行規則第8条では、センターの運営に関し、意見を徴するため、長野市教育センター運営委員を若干人置くと定められており、この定めにより8名の運営委員を任命している。</p> <p>この運営委員会は、年に2回開催され、教育センターの事業内容について意見を徴しているが、運営委員会に関する規則・会則は制定されていない。このことについてヒアリングしたところ、当該設置条例施行規則に基づいて実施しているとの回答であったが、そもそも外部の学識経験者による運営委員には、1回につき7,000円の報酬が支払われており、その定めは当該設置条例施行規則にはない。</p> <p>当該設置条例施行規則では運営委員の意見を徴することを求めており、その意見についてのその先の定めはないことから、運営委員会の意見を最大限の効果として反映させるためにも運営委員会会則の制定が望まれる。 (学校教育課)</p> <p>(2) 教育センター便りをより効果的に活用するため電子化の検討について【意見】 (報告書 122 ページ)</p> <p>現在、教育センターの活動内容を周知させるため、「教育センター便り」を作成し、教職員を始めとし関連のある所に年4回配布している。しかし、ホームページには載せていないため、一般市民が目にすることはない。この教育センター便りの製作費や配付費は年間で200千円程度とさほど大きな金額ではないが、時代の流れもありペーパーレスによるコスト削減と一般市民への事業内容の周知の観点から電子化について検討をするべきである。</p> <p>一部分析結果等の掲載もあるようであるが、実態を知る権利を市民が持っている以上は閲覧されたとしても問題はないはずであ</p> | <p>長野市教育センター運営委員は、長野市特別職の職員の給与に関する条例第2条第25号に規定する職員に準ずる者として位置付けており、報酬は、当該条例別表第4の表中「その他の特別職の職員」に準じて、予算の範囲内で支出している。</p> <p>運営委員からは、センターの運営に関し、運営委員会を開催するほか、個別でも意見を聞き、その内容は、センター便り等で逐次広報している。今後も長野市教育センター設置条例施行規則第8条に基づき、適切に実施する。</p> <p>なお、運営委員会の組織や委員の任期、運営委員会の運営などについて明文化していないことから、要綱等の令和2年度中の制定について検討する。 (学校教育課 教育センター)</p> <p>「教育センター便り」は、センターの活動内容を周知させることが主で、そのほか活動内容及び統計数値等を保存するという役割を果たしている。これまでホームページへの掲載はしていないが、ペーパーレス化を進めていくことが時宜に即した形態であると考えます。</p> <p>市内の教職員の場合、情報共有及び連絡に関しては、日常的に校務支援システムの掲示板を活用している。電子化する際は、校務支援システムに掲載することで、より時宜に即した情報を提供できると考える。また、市民向けには、ホームページに掲載することとし、いずれも令和2年度から実施する。</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|--|
| <p>り、開かれた行政の証となる。もし、それでも開示できない個人情報等の問題があるのであれば、一部閲覧できない様に規制をかけるなどの対応により検討すればよいことである。</p> <p>将来において、どちらが活用できるのか検討し時代に合った活用方法を実施することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（学校教育課）</p> <p>（3）教職員の質の向上に向けた研修内容の充実について【意見】</p> <p style="text-align: center;">（報告書 122 ページ）</p> <p>第五次長野市総合計画では、乳幼児期から高等教育までの教育の充実を目指し、教職員の力量向上に取り組むこと、また、長野市教育振興基本計画においては、教職員研修の充実の施策として、学校現場のニーズに応じた自主研修を促すために教育センターでの研修講座を精選し、自ら学ぶ姿勢と授業設計や授業改善に取り組む専門性と指導力を備えた教職員の力量の向上を目指すことに重点を置いているところである。</p> <p>教職員自らの力量向上を目指す一般研修を中心に各研修に参加した人数の取りまとめをした表が下表（略）である。集計した講座数は74講座であるが、その内受講者人数が10人未満の講座数は21講座。ただし、21講座の内パソコン室を利用した定員20名の講座は10講座ある。また、5人以下の受講者数の講座開設数は14講座。この14講座の内7講座が定員20名の講座である。74講座に占める10人未満の受講者の講座の割合は、約28.3%となり、この数字を見る者によっては低いと感じる者もいるはずである。逆に、受講者数の多い講座では80名をカウントしており受講者の関心の高さを表していると思われる。50名以上の受講者数を確保した講座は74講座の内13講座であり、約17.6%となる。やはりこの割合を見たときに、高いと思うか低いと思うか分かれるところである。</p> <p>この点について、教育センターに確認したところ、「教職員は日頃校務の繁忙さに追われており、自身が受講を希望しても校務に追われ受講を断念せざるを得ない状況もある。また、受講率が低いという理由だけでその講座を廃止にすることもできない。なお、確実に研</p> | <p style="text-align: center;">（学校教育課 教育センター）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の力量向上への意識化を目指して <ol style="list-style-type: none"> (1) 講座案内を見直し、講座全体の区分を分かりやすく示して「重点講座」との関係について明確にした。学校として出席すべき講座を確認しながら、自身が出席する講座を選択していくようにした。そのために、「私の研修計画」や「私の研修ナビ」とともに、『『しなのきプラン』具現のための講座』についてもポータルサイトの目にふれやすい場所に載せ、常時簡単に見ることができるようにした。 (2) 研修履歴となる「私の研修計画」を配布、活用を呼びかける。具体的には、ポータルサイトを活用し、教職員各自が研修履歴を蓄積していくよう、まずは、キャリアアップ研修で活用を呼びかけたり、利用状況を把握したりする。また、管理職研修で学校での個人面談等で活用するよう呼びかける。 2 学校課題や教職員の自己課題に対応した講座の構築 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通常学級での特別支援教育の充実と不登校問題への対応（各講座については省略） (2) 働き方改革の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①引き続き遠隔地校テレビ会議システムでの受講を試行していく。 ②学校の行事等を勘案し、多くの講座が重なったり続いたりしないよう配慮した。 ③免許状更新講習と兼ねて受講できる講座を構築した。 ④講座を統合したり必修講座を減らしたりし、学校として参加する場合の負担を減らすよう工夫した。 (3) 防災教育の充実と被災した子どもの心のケアへの対応（各講座については省略） |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>修が必要なことについては、指定した講座の中に組み入れている。」との回答であった。確かに事情は理解できるが、教育振興基本計画等で教職員の力量の向上を目指している以上、受講率の向上を図った計画が必要である。また、もし教職員自身が校務の繁忙さ故に受講できない事が実際の受講率を低下させている原因であるとするならば、受講方法等の改善策を講じる必要がある。</p> <p>市及び教育委員会が計画等に沿って、教職員の教育の充実を目指した教職員の力量向上に取り組むことを意識した研修内容を充実させ、更には研修方法の在り方についても検討し、受講率の向上が果たされるよう工夫が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>2.2 学校マイプラン推進事業 (1) 決算書の支出表記について【意見】 (報告書 126 ページ)</p> <p>地域の公民館が行う郷土料理の講習会に参加した児童の参加費を学校マイプラン推進事業の補助金から支出していることの記載が見受けられた。公民館講座への参加に関しては、事業計画書において、郷土料理作りを事業内容として掲げており、地域住民と児童と一緒に郷土料理を作る体験は教育方針や事業目的に合致する活動である事からこれを認めている。公民館事業の参加費として支出している事についてヒアリングしたところ、実際には資料代1名につき100円を、その参加人数分合計で公民館に支払ったものである事が判明した。</p> <p>補助金の交付決定の根拠は、補助金対象事業を行う事業者に対して、実際に行われた事業が適正であるか否かを判断して、支給決定・不支給決定を事業者本人に通知するものである。したがって、本事業の補助金を他事業の参加費に支払われることは、例え教育方針や事業目的に合致していたとしても疑問が残るが、その活動に関する資料代となると話は変わってくる。事業の実態が正確に示されていないと不利益を生ずる可能性がある。</p> <p>学校マイプラン推進事業実績報告書に添付される学校マイプラン推進事業決算書（以下、</p> | <p>3 研修内容や研修方法の改善 ～具体的で、現場に生きる講座内容の構築を進める～</p> <p>(1) 講師の話聞くだけでなく、参加者がグループ討議や情報交換などを通して学び合ったり、協働して作り上げたりする活動を大事にし、明日からの現場に生きる講座となるよう工夫する。</p> <p>(2) 研究委員会の授業参観や授業研究会を組み入れた講座を積極的に開設していく。今まで実施してきた道徳や英語科だけでなく、他の研究委員会でも実践を検討していく。また、研究委員会のまとめの冊子の活用も意識して講座を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課 教育センター)</p> <p>本事業の補助金を他事業（地域の公民館が行う郷土料理の講習会）の参加費または資料代として支払うことについては、学校マイプラン推進事業実施要領の「3 支援対象」に沿っており、問題ない。</p> <p>決算書については、当事者だけでなく、第三者が見ても理解できるような表記とするよう、内容欄における記載方法の指導を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>「本決算書」という。）は、支出した内容について事業実態を把握する目的と検証が求められるものでなければならない。よって、本決算書の支出科目については使途の想像が容易にできる科目を極力使うべきであり、これを補足する目的で内容欄を簡潔に記載するべきである。当事者だけが判断できれば良いとするのではなく、第三者が見ても解るような表記の指導が望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>(2) 学校マイプラン推進事業実施要領に基づく予算書の適切な記載について【意見】 (報告書 126 ページ)</p> <p>本要領では、学校マイプラン推進事業補助金交付申請書の提出が求められており、この申請書の添付書類として、学校マイプラン推進事業予算書（以下、予算書という。）の提出が要求されている。</p> <p>これにより、補助金を申請する学校は、計画した事業に基づき予算を立案し申請するが、予算書と事業終了後の決算書は、あまりにも違いがありすぎて、予算書の提出を求める意味を理解していないように見受けられる。また、教育委員会もこの点につき各学校に対し指導している感じは見受けられない。</p> <p>民間事業者が市に対して補助金申請した場合において、予め提出した予算書と事業完了後に提出される決算書に大きな違いがある場合は、計画途中の段階で違いが明確になった場合は予算書の修正を提出するよう求める事が多い。</p> <p>仮に予算書と事業終了後の決算書の違いがあっても、修正を求めないのであれば、予算書を提出する意味がない。</p> <p>本事業が、補助金によって行われる事業であること、また、その補助金は市民からの税金で賄われていることをしっかりと自覚し、事業計画に基づいて予算をしっかりと立案し事業計画に基づいた予算書となるよう教育委員会より本補助金を申請する各学校に指導されることが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>(3) 類似事業との重複について【意見】</p> | <p style="text-align: center;">当初提出された計画書や予算書が大きく変更になる場合には変更手続きを行うよう、各学校宛文書により指導を行う方針とした。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（報告書 127 ページ）</p> <p>当補助金と性格が似通っている補助金事業に、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金や長野市わくわく体験事業補助金がある。補助金の趣旨から、それぞれの事業を別の独立した事業として認識していることは理解できるが、それぞれの個別事業の内容を一つひとつ見ていくと、非常に似通った事業を展開している感じを受ける。</p> <p>学校マイプラン推進事業は、あくまでも学校の立場から児童・生徒の教育活動支援であるが、なるべく他の似通った補助金事業による事業と異なった、学校ならではの事業に特化して欲しい。</p> <p>本事業を進めるにあたって、他の似通った事業と連携を取り、事業内容について極力重ならない事業を実施するよう検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p> <p>2.3 学校教育活動支援 学習バス (1) 契約単価の検討について【意見】 （報告書 129 ページ）</p> <p>長野市立小中学校児童生徒等輸送用車両借上げ契約書の種類は、業務の内容により2種類の契約書により運用されている。</p> <p>A契約書は、社会見学、スキー教室、スケート教室、小学校合同音楽会、中学校連合音楽会、中学校吹奏楽祭の業務に限定し、B契約書は、理科センター学習、特別支援学級児童生徒作品展及び支会ごとの計画による交流遠足・交流社会見学、山間地学校修学旅行駅送迎の業務に限定し輸送をすることになっている。輸送料金の計算根拠は、目的別に距離数と時間数で決定される仕組みとなっているが、大型バス・中型バス・ジャンボタクシーで、A契約とB契約では単価が違っている。</p> <p>※表A, Bは省略</p> <p>配車手続き及び児童生徒の人数、当日の行程等につき確認した範囲においては、学習バスでの移動時間は片道で40分前後が多かった。また距離でも一番遠いところで須坂の臥竜公園であった。</p> | <p>それぞれの事業ごとに目的や交付要件等があるため、今後もそれに沿った活動に対して補助していく。</p> <p>また、学校マイプラン推進事業と長野市コミュニティスクール運営委員会補助金について、引き続き各学校に事業内容の理解促進を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p> <p>学校行事によって必要なバスの台数や車種は異なり、各バス会社の保有台数・保有車種に見合ったバスの配車を、偏りなく円滑に実施するため、行事の規模に応じた2種類の契約を締結している。したがって、契約を同一化することは現状困難であると考える。</p> <p>また、借上単価については、A契約を締結している運行事業者と、B契約を締結している運行事業者が、それぞれ自社から目的地の運行距離や運行時間の平均値をもとに、単価を算定している。なお、この単価は国交省のバス借上料の上限・下限運賃の範囲内で適正に定められたものである。以上のことから、今後も契約形態は継続しながら、単価格差の大きいものについて、事業者のヒアリングを行い、必要に応じて契約内容の見直しを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>学習バスの使用状況について全ての配車と行程について確認したわけではないが、学習バス使用の目的は、目的地までの移動手段であり、時間の殆どが目的地での学習時間に充当されることを考えると、学習バスの実稼働（移動）時間は少なく、配車単価はA契約とB契約は同一であっても良いと思われる。</p> <p>A契約の大型バスでみると、150kmまでの11時間範囲内のバス料金はB契約より安いですが、これを超えた場合には、B契約の方が安くなる。</p> <p>中型バスとジャンボタクシーでは、B契約の方が単価は安いことになる。</p> <p>よって、配車単価について再検討が望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>2.4 情報教育関連支援業務委託事業 スクールパートナーズながの</p> <p>(1) 情報管理の体制について【意見】 (報告書 133 ページ)</p> <p>「情報教育関連支援業務事業スクールパートナーズながの」の業務委託契約書では、第1条（総則）第5項において、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。との定めにより、個人情報保護の条項を盛り込んでいない。これを補完するため、情報教育関連支援業務委託仕様書において、個人情報の取り扱い及び守秘義務を定め、受託者は、本業務を実施するにあたり知りえた個人情報については、遺漏がないよう万全な対策をとって取り扱うことにすると定めている。さらに、長野市個人情報保護条例を遵守することを求めている。</p> <p>この件に関し、受託事業者の情報管理体制について教育委員会としてどの程度把握しているのか確認したところ、作業者については都度報告を受けている。データについては市教委が提供しているサーバーに保管している。事務所での書類の保管場所等については把握していないとの回答であった。</p> <p>そもそも、受託者が扱うアプリケーションの中には、長野市教育NWポータルサイト（児童・生徒用）（教師用）や健康観察システム「保健板」や人権同和ポータル、教職員異動情報収</p> | <p>業務委託仕様書については、長野市標準の様式第11号（一般事務、事業用）の業務委託契約書を使用している。この中では個人情報の保護について明確に謳っていないことから、長野市個人情報等取扱業務委託基準で示されている、個人情報特記事項を準用し、令和2年度（令和3年度4月からの契約）から、仕様書内で個人情報の取り扱いについて明記するものとする。</p> <p>委託事業者に対する監査体制についても併せて仕様書に明記するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|--|
| <p>集システムといった個人情報を取り扱うアプリケーションもあり、重要な情報に触れる機会は受託者の事務所においても想定されるところである。</p> <p>長野市個人情報保護条例では、実施機関たる教育委員会は、個人情報の取り扱いを伴う業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならないとし、さらにあらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないと定められている。また、受託業者は民間企業であることから、個人情報保護法に準拠した体制を整える義務が生じている。</p> <p>扱われる個人情報は、児童生徒の将来に関わる重要かつ貴重な個人情報であるから、委託先の情報管理体制について、年に1度ぐらいは監査する体制を整備しこれを実行することで、個人情報漏洩の防止に務めることが望まれる。加えて、委託先の情報管理体制を確認することについて、必要があれば業務委託契約書や情報教育関連支援業務委託仕様書の変更も検討されることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>(2) FAQ 作成による ICT 活用化について【意見】 (報告書 134 ページ)</p> <p>情報教育関連支援業務委託仕様書予定価格積算書によると、「単価×年間で要する時間」を参考にして業務委託料を算出する根拠としている。</p> <p>パソコン等不具合対応に要する時間は1,928時間、ソフトウェア捜査支援に要する時間は131時間、校内パソコン管理者支援に要する時間は4,969時間を参考時間としている。</p> <p>ICTを活用した教師の経験値は、今後確実に伸びていくと思われ、委託業者への依存度は自然に減ることも予測はできる。その結果、操作指導系に関する業務委託料は減少するとも思える。しかし、文部科学省による教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）では、4校に1人のICT支援員の配置を求め、また、GIGAスクール構想の実現による1人1台の端末導入もあることから、教師其々が早急にICT関連の知識を習得する必要がある。</p> <p>これに対し現状では、操作指導系も含めて</p> | <p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>FAQについては、令和2年3月から長野市教育ネットワークのポータルサイト（市立小・中学校専用の教育サイト）内に掲載することとした。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>業務委託会社に依存しており、今後において習熟度を加速させることは難しいと思われる。</p> <p>ICT に関する技術の発展は急成長を遂げているが、これに中々追いつかないのが、それらを使用又は利用する側の問題である。</p> <p>そこで一般的に行われているのが FAQ の作成による自助効果への期待である。</p> <p>FAQ の作成は、教員の知識を培う手助けにもなり作業効率に効果が期待できる。確かに、学校の教員の本分は児童生徒の指導であることから、FAQ の有効活用につながらないのではないかと疑問視する声も聞こえたが、教師個々の ICT に関する知識の習得と活用を目指すのであれば、FAQ の有効活用をするべきである。また、FAQ の有効活用により、ICT 活用が教育現場でどのくらい効果を発揮できるか、委託先業者の各種支援時間の軽減にどのくらい効果を発揮することができるかを検証していく必要も感じられる。</p> <p>よって、早急に ICT 事業に関する FAQ の作成を加速させ、教師其々の ICT に関する知識の習得に寄与させることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>(3) ニーズを踏まえたメニューの設定について【意見】</p> <p style="text-align: center;">(報告書 134 ページ)</p> <p>ICT 関連の研修については、長野市教育センターにおいて開催されている。平成 30 年度の ICT 研修は、初任研修 1 年次で小・中学校が各 1 回、中堅研修では、小・中学校併せて 3 回、教育の情報化では 18 回開催されている。これら研修の内、10 名未満の参加者であった研修は 11 研修である。ICT によるメディア研修には、スクールパートナーズながのの契約により外部講師が参加しての研修であり、当然有償となっている。この費用対効果を考えると、参加人数の低い研修講座は、果たしてどれだけの効果があるのか疑問である。</p> <p>長野市教育センターで行われる研修講座は、各年度当初には研修講座内容やスケジュール等が確定しているようであり、教職員はその一覧表を見て参加する講座を独自に決められる講座については自ら決め参加している。</p> | <p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>市教育センターでは、ICT に係る教員の技能、指導力の向上を図るため、基本的な講座と応用的な講座を企画し、全てのニーズに応えるようにしているため、参加人数の少ない講座も開設している。また、Web 会議の利用等が求められる時代において、その内容にあった研修も必要と考えている。</p> <p>今後は、現在も行っているアンケート結果を有効に活用しながら講座の質を高め、受講者数の増加を図るとともに、講座の企画に際しては、指摘を踏まえ、より効果的・効率的になるよう、実施方法等について検討していく。</p> <p>また、現状でも、スクールパートナーズ長野の職員が、教員からの質問に回答するなど支援をしているが、今後は、質問のあった内容に係る研修講座があることを周知し、参加を促す等の方法も検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|--|
| <p>ICT 関連の講座で最も参加人数が多かった講座は、「教育の情報化」で実に 59 名が参加している。これに対して、参加人数の最も少なかった講座は 2 名の出席である。5 名以下の参加人数であった講座は 7 講座もある。参加人数の少ない講座であっても外部から講師が来ることで有償になり、果たして開催すること自体に疑問が生じる。</p> <p>ICT 関連の講座については、明らかに参加人数のばらつきがあり、一概に言えないかもしれないが、人気講座と不人気講座の明暗が表れているようにも見て取れる。従って、事前に教職員の ICT 関連講座につきアンケートを実施するなどして、参加人数の確保につながるような工夫をしてほしい。</p> <p>仮に、アンケートを実施してもその効果が表れない場合には、参加人数が数名の講座については、長野市教育センターでの開催を中止し、学校での教職員相互の研修やスクールパートナーズながのが学校訪問した際に不明点を聞くなどの対応に変更することなどの検討が望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（学校教育課）</p> <p>2.5 長野市立学校情報セキュリティポリシー (1) 情報管理の体制について【意見】 （報告書 137 ページ）</p> <p>長野市立学校情報セキュリティポリシー（以下、情報セキュリティポリシーという。）第 4 情報資産の取扱では、校外への情報発信と個人情報の収集については、校長の許可を受けることを求めているが、これについて特定の書面許可の体制が成されていない。</p> <p>理由としては、校外に発信する情報では、ホームページ、学級通信等が想定されており、原案を作成する際に一般的な文書作成の決裁として校長の許可を取ることとしており、また、個人情報を収集する場合としては、新入学に際しての保護者等の個人情報の収集が想定されるが、こちらについても保護者等への依頼文を作成する際に一般的な文書作成として校長の許可を得ているからとの事であった。しかし、第三者としてこの対応を見た場合、不明確のように見えてしまう。</p> <p>市立の小・中・高等学校に集まってくる個人</p> | <p>措置（改善）状況</p> <p>教育版情報セキュリティポリシーについては、平成 29 年 10 月 18 日に文部科学省からガイドラインが示され、令和元年の「GIGA スクール構想」の実現事業にあわせて、令和元年 12 月版として改定された。</p> <p>本ガイドラインでは、従前各学校で策定していたセキュリティポリシーを教育委員会が策定するものとされるなど、セキュリティポリシーに対する考え方が大きく変更された。</p> <p>今後、「GIGA スクール構想」の実現事業等、児童生徒 1 人 1 台環境での端末利用等が実現することから、従前のセキュリティポリシーでは想定していなかった利用環境となるため、セキュリティポリシーの改定は急務である。</p> <p>セキュリティポリシーについて、校長会や教頭会に諮りながら、運用方法・監査方法等全般について検討を行い、今後セキュリティポリシー対策基準及び実施手順の素案を作成し、学校へ提示を行い、学</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>情報量は相当な量であり、これを取り扱うこととなる教職員は、相当の自覚と責任をもってこれらの取扱いと管理にあたらなければならない。このような原点に立脚すれば、個人情報の収集や運用については責任の所在を明確にすることと担当教員の自覚を促進させることは必要である。</p> <p>確かに一般的な文書として校長の許可を得ることも、個人情報の収集を目的として校長の許可を得ることも、結果的には同一であるかもしれないが、そもそも許可を得る視点が違う。一般的な文書作成としての校長の許可は、作成された文書の日時は適切か否か、表現は適切か否か、内容に漏れは生じていないかどうかといった視点での許可であり、情報セキュリティポリシー上の許可を与えていたかどうかは不明確である。理想とするのは、校長の書面許可であると思われるが、少なくとも校長が許可をしたという事実を、第三者の目を通して解るような体制の検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>(2) 情報管理の体制について(その2)【意見】 (報告書 138 ページ)</p> <p>情報セキュリティポリシーには、電子媒体等による情報セキュリティ対策として、①人的セキュリティ対策、②物理的セキュリティ対策、③技術的セキュリティ対策、④運用セキュリティ対策についてそれぞれ明記しているが、文書化された情報資産の管理体制についての記載がない。</p> <p>文部科学省策定の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和元年12月版）で、策定すべき情報セキュリティ対策基準の例として、情報資産の範囲を説明している。これによると、情報資産とは次のとおり。</p> <p>(ア) 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体</p> <p>(イ) 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）</p> <p>(ウ) 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書</p> <p>としており、解説として、「これら以外の文書は、情報資産に含めていないが、文書管理規定</p> | <p>校側の理解を図っていく予定である。</p> <p>個人情報を扱う教職員には、自覚と責任を持つよう更なる啓発を行うとともに、校長には、決裁に際し情報セキュリティポリシーの視点からの確認を徹底するよう、周知していく。</p> <p>なお、それぞれの個人情報は、各学校において個人情報ファイルとして登録を行い、適正に管理されていることから、現在の総合的な観点から行う校長決裁について特に支障はないと考える。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>従来の教育版情報セキュリティポリシーでは、デジタル化した情報に関しての取扱いに偏重していたため、今般のセキュリティポリシー改定にあわせて、紙・写真と言ったアナログの情報資産についても取扱いを定める予定である。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|--|
| <p>等により適切に管理しなければならない。一中略—情報セキュリティ対策が進んだ段階では、全ての文書を情報セキュリティポリシーの対象範囲に含めることが望ましい。」と説明している。</p> <p>この点について、セキュリティポリシー上、デジタル化した情報について中心的に記載し、実運用として、文書化された個人情報等についてもデジタル化した情報と同様の取り扱いを実施しているとの事であった。</p> <p>長野市には個人情報保護体系が整備されており、教育委員会事務局の策定した情報セキュリティポリシーは、セキュリティ対策をより強固なものにする目的があつて策定されたものである。</p> <p>長野市教育委員会事務局が定める情報セキュリティポリシーでは情報資産の定義として、「文書化されたものや電子的・磁氣的に記録された情報で教職員が校務遂行上用いるもの」としている。これは、各市立小中学校が定める情報セキュリティポリシーの規範となるべきものである。よつて文書化された資料であっても、そこに個人情報等の記載があれば、それは情報セキュリティポリシーの範疇に納めることが好ましい。今後の事故防止を目的として、教育情報システムとして取り込み、印刷された名簿や成績の一覧等の文書については、ガイドラインに沿つて一定の基準となる取扱を教育委員会として示すことが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>(3) 規定に基づく監査の実施について【指摘】 (報告書 139 ページ)</p> <p>情報セキュリティポリシー第 8（監査）には、「情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施する。」と定められている。この点につき確認したところ、情報セキュリティポリシーは学校ごとに制定しているため、内部監査を想定していたので、現実的には監査の実施は出来ていないとの事であった。</p> <p>監査人が考えるには、第 8 に定めているのは「監査」であり、「内部監査」と「外部監査」の 2 種類に区分される。内部監査を想定した場合でも、内部監査体制を整備し、誰が、どの</p> | <p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>従来の教育版情報セキュリティポリシーでは、監査に関する記載がなく、各学校の運用に任せている状態であつたことから、今般のセキュリティポリシー改定にあわせ、文部科学省のセキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、監査についても定める予定である。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>様な手法を用いて、どのくらいのタイミングで実施するのか、また、監査結果について学校長と教育委員会事務局に報告することが望ましいと考える。</p> <p>外部監査の場合は、これを担当する者は特に明記されてはいないが、教育委員会あるいは教育委員会が指定した第三者による監査であると読み取れる。いずれにしても、監査の実施と確認ができていないことは問題である。</p> <p>情報セキュリティポリシー第8に基づく監査体制の整備について次の視点で検討と見直しをするべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①単なる監査の記述ではなく、内部監査か外部監査かの明記 ②監査の実施者は誰なのか。 ③監査の対象物は何なのか。 ④監査実施の間隔はどのくらいが適切か。 ⑤監査記録は誰が保管すべきなのか。 ⑥その他必要な検討事項はあるか否か。 <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>2.6 幼・保・小・中・高の連携の充実 市立長野中学校授業公開</p> <p>(1) 事業目的の周知について【意見】 (報告書 143 ページ)</p> <p>市立長野中学校授業公開を実施する目的は、市立長野中学校を志願したい児童や保護者が実際に授業を参観し、長野市及び本校の取組を理解してもらうこととしている。</p> <p>監査人が、実際に授業公開を参観した際に、授業公開の目的に関する説明はなく、またそれに関する資料の配布もなかった。他の小・中学校に比べて授業公開数が格段に多く、授業公開の目的について関心をもったところである。したがって、後日、教育委員会事務局学校教育課に授業公開の目的を確認したことにより初めて知った。</p> <p>市立長野中学校に限らず、市内各小・中学校では地域とのつながりを強く意識するべきであり、第五次長野市総合計画、第二次長野市教育振興基本計画でも地域とのつながりについて触れているところである。よって、市立長野中学校の授業公開でも地域とのつながりを強く意識した取り組みとするべきであり、地域の方々に市及び学校の取組を知ってもらう手</p> | <p>小・中学校や特別支援学校に対しては、校長会や教頭会等で授業公開の趣旨や実施計画を説明している。</p> <p>市民に対しては、「広報ながの」や市立長野中学校のHPで広報することにより、授業を見ていただく機会を設けている。</p> <p>また、市立長野中学校を志願する児童や保護者を対象とした学校説明会は、授業公開とは別に、年2回程度実施している。</p> <p>意見のあった授業公開の目的を明確にすること、学校の取組を説明できる機会または資料を提供することについては、「地域とのつながりや取組」についての資料を作成し、参観者に配布することや、参観の際には、資料の内容について説明の時間を設けることについて、検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>段としては有効であると思われるが、先の目的には「地域」については含まれていない。また、市立長野中学校を志願したい児童や保護者においても授業参観だけで長野市や本校の取組を理解しろというのも無理があると思われる。</p> <p>授業公開の目的について明確にするとともに、市及び市立長野中学校の取組について、しっかりと説明できる機会又は資料を作成し参観者に配布するなどの手段を検討されることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>(2) 安全管理について【意見】 (報告書 143 ページ)</p> <p>市立長野中学校の授業公開に参観して実際に感じた事の一つに、防犯対策の不備を感じた。現在、一般参観者が授業公開に参観する場合の事前申込みは不要で昇降口に準備された名簿に氏名のみを記載の上、入校証を着用してその日に予定されている授業公開の教室に向かうことになる。途中、生徒と行違うが中学校職員の同行はなく、生徒の安全確保や防犯上は非常に手薄になっていると感じられた。</p> <p>この点について教育委員会に確認したところ、「来客への対応として、受付の設置及び来校者の確認と入校証の着用、案内看板の設置、教職員の巡視等実施している。仮に入校証を受け取らない、名前を書かない等の場合は、不審者を見極めるための声かけや用件を聞く等、市のマニュアルに沿った行動に務めている。入校証を着用した後、防犯上の視点については、全ての小・中学校が実施している授業公開や授業参観等に共通する課題であり、音楽会、運動会、文化祭等、不特定多数の一般人が校舎内に入る機会においては、総じて同様のリスクがあると思われる。」との事であった。</p> <p>確かに、不特定多数の一般人が校舎内に入ることを認めている機会には対応は非常に難しくなるが、少なくとも、市立長野中学校を始めとする他の市内の小・中学校で開催される授業公開では、氏名の記載に止まるのではなく、住所の記載を要求し、身分証による本人確認を義務付けることで、犯罪の抑止力は高まるはずである。</p> <p>市立長野中学校では、他の小・中学校に比べて授業公開の機会は多く、その分だけ防犯に</p> | <p>授業公開に伴って来校された方のうち、学校関係者については予約をするよう依頼するとともに、当日参観を希望される一般の方には、氏名、住所の記載とともに、身分証による本人確認を実施するような手立てを検討していく。また、授業公開日においては受付にて教職員が対応し、複数の教職員が授業公開に参加することで生徒の安全を確保したい。また、他の方策についても、毎年公開授業を実施している信州大学教育学部附属小学校・中学校等の取組を参考にして研究したい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>もより強い意識が必要である。どこの小・中学校でも一緒であるが、在校中は児童・生徒の保護者から大切な命を預かっているという意識を強く持ち対応すべきである。一番は校舎内での防犯力を高めることであるが、その前段階として出来ることから始めるとすれば、本人確認に伴う特定と予防である。</p> <p>したがって、参観を希望する等で来校された者には、氏名、住所の記載を求め、身分証による本人確認を実施すべきであり、教室までの移動については、教職員が同行する等、他に有効な手段等がないか、検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>2.7 活力ある学校づくり推進事業 連携推進ディレクター</p> <p>(1) 雇用形態の検討について【意見】 (報告書 146 ページ)</p> <p>連携推進ディレクターは指導主事として、教員 OB の中から適任者を選定しているが、その任期は 1 年の非常勤職員として任用されている。その職務内容は、担当地域の支所等を拠点に学校や地域を回り、地域ごとに違う様々な課題を洗い出し、その地域にあった児童生徒が集団で学び合える豊かな教育環境の構築と学力向上を目指して、学校運営委員会の運営支援、学校種間連携の調整・企画立案、諸課題の把握、対応の促進などを行うこととされている。</p> <p>活力のある学校とは、児童生徒たちが楽しく学習し、保護者や地域住民が信頼を寄せる学校をイメージすればよいと思う。連携推進ディレクターの職務内容や、学校を取り巻く内外部の環境把握、児童生徒を含む地域の方々とのコミュニケーションの確保といった質的な対応を期待するのであれば、任期 1 年では限界がある。確かに長野市の予算の問題もあることは理解できるが、連携推進ディレクターは現在 8 名任用されており、各人からの報告書をみると、単年度完結ではなく次年度の業務の検討も行っていることから、実態的に合致しないように思える。</p> <p>次に、臨時増俸の支給については、勤務条件表では「有 勤務実績により一定額支給（原則</p> | <p>地方公務員法の一部改正に伴い、令和 2 年度から、連携推進ディレクターを会計年度任用職員として任用する予定である。任用は、一会計年度ごとに行うが、年度末における各担当地域の状況等に応じて、必要と認められる場合は再度の任用を行うことが可能である。</p> <p>令和 2 年度からの会計年度任用職員としての任用に伴い、これまでの臨時増俸に代えて、長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 3 条第 2 項に基づく期末手当を支給する予定である。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>として6月、12月)」と記載されている。増俸としてではあるが、増俸の理由は見当たらず、正規雇用職員の賞与支給時期と同一の支給であることから、臨時賞与とみなすことが相当と思われる。</p> <p>地方自治法第 203 条の 2 において、報酬および費用弁償をすることを義務付けているが、手当てについては認めていない。臨時賞与とみなされる可能性があればそれは改善が必要となる。なお、この件については、連携推進ディレクターだけの問題ではなく、教育委員会の教育機関における非常勤職員全てに共通している。</p> <p>実態に合った勤務条件を考慮し非常勤職員として任用することが適切なのか再検討すること、臨時報償についてその性格から適否の再検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>2.8 支援が必要な児童生徒を支える体制 中間教室</p> <p>(1) 適切な人員配置について【意見】 (報告書 150 ページ)</p> <p>長野市中間教室設置要領では、中間教室担当指導主事、適応指導員、巡回適応指導員を配置することになっており、適応指導員 1 名につき原則 10 名程度の通室生を受け持つことを推奨している。</p> <p>現在、7 か所の中間教室についての人員体制は、中間教室担当主事 2 名、適応指導員 6 名、巡回適応指導員 4 名の体制となっている。6 名の適応指導員は各中間教室に 1 人配置され、不足の 1 か所については中間教室担当主事や巡回適応指導員により対応している。</p> <p>不登校児童生徒数はここ数年で増加傾向にあり、中間教室通室生も 80 名を超えていることから、今後においても増加予測による適応指導員等の増員を検討しなければならない。</p> <p>不登校児童生徒は今後も増加することを予測し、不登校児童生徒が、主体的に学校復帰や社会的自立に向かっていけるよう、教育委員会としてはその環境づくりや働きかけをしなければならない。</p> <p>現在の中間教室配置人員は明らかに不足しており、増員計画の立案と増員に向けた体制</p> | <p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>中間教室の人員体制は、人員が不足する教室に対して重点的に巡回適応指導員が支援に加わり対応してきた。また、担当指導主事や適応指導員の指導、助言に基づき、不登校児童生徒の支援をするため、柔軟に人間関係を結び、通室生のサポートをおこなう比較的児童・生徒と年代の近い教育関係の学生や社会人であるメンタルフレンド（28 名）及び学習チューター（概ね各教室 1 名以上）を活用している。</p> <p>今後、通室生の増加傾向に合わせて支援が十分に行えるように増員も含め、計画を立案し、支援体制の整備、強化を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>整備の検討が望まれる。 (学校教育課)</p> <p>(2) 事業の周知について【意見】 (報告書 150 ページ)</p> <p>長野市中間教室設置要領では、その趣旨として、不登校児童生徒を対象に指導援助に必要な中間教室を設置すると定め、さらに、長野市中間教室運営マニュアルでは、自分の意志で通室できる児童生徒を対象としている事が分かる。</p> <p>家庭教育を出発点として、家庭内において人格形成の基礎を培い、学校で集団生活をし、発達段階に応じて教育を受けていくが、その一方で何らかの理由により不登校児童生徒になってしまう。不登校児童生徒への支援を行う上では、子育てを支える環境に変化が生じている社会全体の状況に目を向けつつ、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけも必要である。現在も学校での支援会議等で、対象児童・生徒にとって一番有効な支援は何かを家庭と相談する、あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部機関のアドバイスから、中間教室への通室をステップにした方が良いと思われる場合には、それぞれの家庭に提案をするなどの提案や働きかけをしている。</p> <p>しかし、不登校児童生徒数が 500 名を超える状況となった現状においても、通室生の数は 80 名強で、その割合は約 15%程度である。 (中間教室が自分の意思で通室できる児童・生徒を対象としていることから、その計算上の分母に何を持ってくるかで違いがある。特に、中学校を中心に、学校内中間教室を設置しており、学級に入ることは出来ないが、登校すること自体に抵抗感がない児童生徒を対象に学校内中間教室や保健室・相談室を利用した登校支援を行っているが、今回の監査では学校内中間教室については触れていないため、学校内中間教室に通室している児童生徒数は把握していない。)</p> <p>中間教室はとても重要な役割を果たしているにもかかわらず意外と通室率は低い。</p> <p>不登校児童生徒 500 名の中には、自分の意思で通室できる児童生徒も潜在的にいるのではないかと思われる。実際に、中間教室を利用</p> | <p>中間教室の周知について、これまでのパンフレット配布等に加えて、不登校児童生徒の保護者が直接中間教室の情報を得られるようにホームページの刷新等を検討していく。</p> <p>また、不登校児童生徒及び保護者に対して、個別にアプローチできる仕組み作りを検討していく。</p> <p>今後は、不登校児童生徒数に対する通室率を注視し、中間教室の周知による数値の向上を目指していく。</p> <p>(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>した方がよい児童生徒がどの程度利用しているかが重要である。学校には中間教室のパンフレットを配布し、市のホームページでも検索できる体制を敷き、中間教室の存在が知られてきているが、まだ広報は不十分であり、不登校児童生徒の保護者を介して相談という例もあるはずである。</p> <p>保護者を通じて不登校児童生徒に中間教室の日常についてのより具体的実態情報を伝えることができれば、社会的自立への貴重な機会の失念を回避できる可能性が生まれる。</p> <p>保護者が中間教室を知ることで、不登校児童生徒が中間教室自体の存在を知ることにつながれば、通室率は向上するはずである。職員に対する周知の方法や、他部局との連携による周知のための仕組み作りを検討されることが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>2.9 長野市就学援助制度（要保護・準要保護児童生徒援助）</p> <p>(1) 救済手段の周知について【指摘】 (報告書 153 ページ)</p> <p>長野市就学援助制度は、学校教育法第 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の定めに基づき制度化された事業である。</p> <p>この就学援助制度の適用を受けるには、その児童・生徒の保護者が「就学援助申請書」をもって長野市教育委員会宛に申請することが大前提となる。</p> <p>長野市教育委員会は、保護者からの就学援助申請書の受理をもってこれを審査し、その結果について通学する小中学校長を経由して、あるいは直接申請者本人に通知する。</p> <p>この通知の種類は、「認定」と「不認定」の 2 種類であり、その判定は長野市就学援助実施要綱を審査基準として運用しているところである。</p> <p>「認定」は申請者にとって不利益とはならないため特に問題視されないが、「不認定」はその児童・生徒及び保護者にとって不利益処分となるものであり、この場合には、不利益処分</p> | <p>指摘を踏まえ、令和 2 年度から、不認定通知及び認定取消通知に、行政不服審査法第 2 条に基づく審査請求等救済手段に係る教示文を追加することとした。</p> <p>また、年度途中で世帯構成や世帯の収入状況に変化が生じた場合、再度申請することもできるため、併せてその旨も記載することとした。</p> <p>なお、申請に対する不認定決定は、行政手続法第 2 条第 4 号のロのその他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分に該当し、不利益処分には当たらないことから、聴聞又は弁明の機会の付与に係る対応は行っていないが、不認定者に対しては決定内容を納得できるよう説明を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(教委総務課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>を受けた申請者には聴聞又は弁明の機会の付与がなされるべきであるが不認定通知書にはその旨の記載がなく、また行政不服審査手続きによる「審査請求」といった救済の手段等についても記載がない。</p> <p>就学援助制度による申請者への不利益な処分通知としては、①就学援助の審査結果について（不認定通知）②就学援助対象者の認定取消しについて（通知）があるが、これらの通知書を受け取る保護者の救済手段を教示する措置を講じるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（教委総務課）</p> <p>（2）適切な補助の検討について【意見】 （報告書 154 ページ）</p> <p>長野市就学援助制度の給付の一つに体育実技用具費が含まれている。その給付内容は、小学校のスキー・スケート、中学校の柔道・剣道となっている。特に小学校のスキー・スケートについては、実費としているも「上限なし」の設定になっている。</p> <p>長野市は、その地域の特性からスキーとスケートについては力を入れていることから援助対象とすることに理解はできるが、近隣の中核市である富山市や金沢市では実費としながらも上限金額を設定しており、長野市の上限なしの対応が過剰な行政サービスに繋がる可能性が否めない。特にスケートについては、近隣中核市の前橋市、高崎市、富山市、金沢市、甲府市においては支給しないと定めており、長野市との差が明確である。</p> <p>上限を定めない理由として、学校によってレンタル費用が異なる事をその原因としている。確かに課外授業行事として企画されたスキー教室やスケート教室に参加する権利と義務は生じているのであるから、体育実技用具費として援助する必要性は理解できるが、援助金の交付の効果を損なわない範囲において、受益者利益が市民の間に不公平を生じないようにしなければ理解は得られない。理由はどうあれ小学校のスキー・スケートについても、援助の上限は定めるべきであり、制度の趣旨からしても無制限による過剰サービスを想像させてはならない。</p> <p>小学校のスキー・スケートについては補助金の上限額の設定について調査の上検討する</p> | <p>体育実技用具費のうち小学校のスキー・スケート用具費については、レンタル費用を支給している。各用具のレンタルは学校がまとめて行なっており、スキー場によって多少金額が異なることはあるが（スケート教室は一律同額）、児童生徒によって金額に差が出ることはない。</p> <p>このことから、無制限に支給するという実態はなく、不公平が生じることは考えにくいため現状のままとしたい。</p> <p style="text-align: right;">（教委総務課）</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>ことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(教委総務課)</p> <p>2.10 長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金 (1) 長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱第3に定める自転車の購入、修理等に係る費用について【意見】 (報告書 157 ページ)</p> <p>長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱（以下、本要綱という。）の第3では、助成金の交付対象経費について定めており、自転車の購入、修理等に要する費用としてこれを認めている。よって、本要綱の別表では自転車通学の必要な地域を指定し、年額で2,500円から5,000円の範囲内で定められた金額を支給することとしている。</p> <p>自転車通学を目的として使用する場合であっても、目的外使用にも可能な乗物であり、自転車通学による修繕維持費を認めている事自体に疑問を感じる。本要綱別表に記載のない地域からの通学で自転車を使用して通学する場合も見受けられるが、その場合には本要綱の適用対象外となっていることから、修繕維持費の補填がないことからしても疑問が残る。</p> <p>支給金額についても地域で指定された金額を支給することとしているが、自転車の性能が過去に比べて格段に良くなっていることもあり、修理等の維持費も殆ど掛らない状況にあると推測される。</p> <p>自転車通学による遠距離通学費の助成については、自転車の使用目的が通学以外の目的に使用されることも勘案し、再検討されるべきである。特に助成金額については、現在、地域により年額2,500円から5,000円の範囲内で決定されているが、維持費の負担が軽減されていることから、上限金額付きの実費弁償に切り替えることを検討することが望まれる。</p> <p>本要綱の指定地域には該当しないが、自転車通学を許可されている児童・生徒との不公平感が生じないように検討・配慮されることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> | <p>今後、助成金対象校に聞き取り調査を行い、学校ごとに異なる助成額を是正するよう、交付要綱の見直しも含めて検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>2.11 長野市子どもわくわく体験事業補助金 (1) 関係書類の適切な提出について【意見】 （報告書 160 ページ）</p> <p>長野市子どもわくわく体験事業補助金交付要綱（以下、本要綱という。）第7条第2項には、長野市子どもわくわく体験事業実績報告書とその関係書類として、参加者名簿の提出を義務付けている。その根拠となるのは、第3条第2項第1号によって、補助金の交付の対象となる事業の範囲として、子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上と定められているからであり、この要件を具備しているかどうかを参加児童・生徒の氏名をもって確認することにある。</p> <p>監査人が体験事業実績報告書の提出を求めた資料から監査したところ、平成29年度芹田小学校 PTA からの実績報告書に添付された参加者名簿は、1行で芹田小学校全児童 450 人と記載し、個別名簿の作成が成されていなかった。</p> <p>この事実に対し、担当課に確認したところ、全児童を対象としたイベントであることが明確であるため、聞き取りで確認したうえで、活動写真でも確認ができるため、名簿の簡略化を可としたとの回答であった。</p> <p>しかし、本要綱には参加者名簿の省略に関する規定はなく、また、名簿とは人名をリスト化したものをいうのであり、5名以上の参加者が確実であることが明確であることを理由とするのであれば、他の団体においてもその理由は適用されるべきであった。</p> <p>補助金は、市民からの税金等を原資として交付される以上、透明性の確保や説明責任は強く要求される場所である。さらに、本要綱の要件を具備しているか否かを情報開示することは重要であるし、しっかりと透明化されて、第三者がチェックできる仕組みを有することもとても重要である。</p> <p>芹田小学校 PTA からの一連の申請書や実績報告書を監査する限りでは、5名以上の児童が参加していたことは容易に確認できる場所ではあるが、結果として、本要綱に基づく運用が行われているとはいえない。</p> <p>今回問題視した点は、要綱に定められた要</p> | <p>長野市子どもわくわく体験事業補助金における参加者名簿については、全校児童を対象にする事業など全員分の氏名を記載した名簿を作成するのは困難な事業もあるため、令和2年度の手引きから、5名分の氏名等を記載し、残りは参加人数のみの記載でも可とする旨を明記し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>件が、子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上と定められ、かつ、参加者名簿の作成を義務付けている点である。</p> <p>従って、要綱の定めるところに則って参加者の名簿を添付させるか、全校児童を対象とする等5名以上の参加者がいると明らかな場合は5名の参加者名簿と残りは参加人数だけを記載することで対応可とする旨を長野市子どもわくわく体験事業補助金の手引き（以下、「本手引き」という。）に明記することで対応をすることを望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（家庭・地域学びの課）</p> <p>（2）補助対象の明確化について【意見】 （報告書 161 ページ）</p> <p>本要綱第4条では、「補助金の対象となる経費は、子どもの体験活動を内容とする事業に要する経費とし、補助率は、当該経費の3分の2以内とする。」と定められており、これを補完する目的で、本手引きが公表されている。</p> <p>本手引きでは、対象となる事業・活動と、対象とならない事業・活動の例示がなされており、一見すると交通整理がしっかりと出来ているように思える。本手引きの対象となる事業・活動と対象とならない事業・活動の記載は次のとおり。</p> <p>対象となる事業・活動</p> <p>①子どもを対象とする体験活動であって、下記の内容のものとしします。</p> <p>（ア）自然体験活動（キャンプ、自然観察、魚つかみ取り体験など）</p> <p>（イ）生活体験活動（調理体験、自炊体験、宿泊体験など）</p> <p>（ウ）歴史伝統知恵の継承活動（しめ縄作り、神楽体験、地区の史跡めぐりなど）</p> <p>（エ）科学・工作体験活動（科学実験教室、工作教室、凧作り、木工体験など）</p> <p>（オ）その他、子どもの健全育成に資すると認められる、子どもの手による体験活動</p> <p>②いずれの活動も「地域の子どもたちの異年齢集団活動」、「地域の子どもたちと大人が広く世代間交流できる事業・活動」、「子どもが自主的に企画・運営に参加する事業・活動」などであること。</p> <p>③子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上であること。</p> | <p>補助対象の明確化について、わかりやすい表示になるように適宜見直しを行ってきた。引き続き対象となる事業とならない事業のわかりやすい表示を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|----------|
| <p>④補助の対象となる経費が、5,000円以上の事業・活動であること。</p> <p>対象とならない事業・活動</p> <p>①別団体（実行委員会を含む）が主催する行事へ参加するだけの事業・活動。</p> <p>②地区全体の人向けの行事に参加する事業・活動（主に大人を対象とした事業へ子どもが参加するようなもの）。</p> <p>③ドッジボール大会などのスポーツ活動（ただし、スキー・スケートは地域特性を活かした活動のため、対象とします）。</p> <p>④バーベキュー、お楽しみ会、すいか割り大会、花火大会、クリスマス会、果物狩りなどのレクリエーション、レジャー要素が高い事業や交流活動。</p> <p>⑤工作キット（ドライバーなどの工具等または、素手で簡単に組み立てられるようなもの）を作るだけの事業・活動。</p> <p>⑥映画、演劇、マジック等を鑑賞する事業・活動。</p> <p>⑦他の補助金などの交付を受けている事業・活動。</p> <p>⑧学校の宿題を行う勉強場所の提供的な事業・活動。</p> <p>⑨学校教育・職業体験を目的として行う事業・活動（PTAバザーを含む）。</p> <p>⑩参加募集の際に、学年や性別等で制限すること</p> <p>⑪同一事業について、複数団体から申請すること</p> <p>監査人が、平成28年度から平成30年度の本事業に係る申請書等をランダムに抽出したところを監査した結果、対象として補助金の支給決定をした申請書につき疑義の生ずる申請書が幾つか確認された。その内容は次のとおり。</p> <p>（ア）平成28・29年度には、工作キットを使用した飛行機づくりについて、工作キットを使用しても、色塗りをすることで独自性を維持し工夫しているので本事業の対象としていた。</p> <p>（イ）平成29年度に開催した事業であるが、募集チラシは「公民館の集い」となっており、参加人数では大人の参加者が子どもの参加者を上回っていたが、子どもたちには、なるべく多くの大人たちと交流し</p> | |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>て欲しいと思っていることから、大人の人数が多くても認めていた。また、これとは別の事業で、要した経費の大半は報償費であるが、対象となる子どもの参加人数は大人の参加人数の半分以下である事業が確認されたが、この事業費について、人数割りせずに全額対象経費とすることについて、人数的には対象外人数が多いが、事業的には良い事業であるため分けずに認めている。</p> <p>以上のような内容の事業に対しては、当時の本手引きに従い、本補助金の支給決定をしていたが、平成30年度に本手引きを見直し、対象とならない事業・活動の②、⑤を追加し、④も追記した。（ア）工作キットを使用した飛行機づくりでは、制作した飛行機に色塗りをするだけで独自性を認めることが適正なのか疑問であったが、平成30年度に本手引きの見直しをして、⑤を追加した。（イ）公民館の集いなど大人の参加人数の方が多き事業では、内容を見て対象事業としていたが、地区の子どもを対象とした事業かが分かりにくいため、平成30年度に②を追加した。</p> <p>補助対象になるか否かの線引きが分かりにくいため、平成30年度に本手引きの見直しをしたが、対象とならない事業・活動の分かりやすい表示を引き続き検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（家庭・地域学びの課）</p> <p>（3）補助対象の検討について【意見】 （報告書 163 ページ）</p> <p>本要綱において、補助金対象の「子ども」の定義は第2条第1項第2号に、満4歳から中学3年生までの者を言う。と定められている。</p> <p>第五次長野市総合計画では、未来を切り拓く人材の育成と環境の整備の個別政策として、乳幼児期から高等教育までの教育を充実することを掲げ、第二次長野市教育振興基本計画では、幼・保・小・中・高の連携の充実を施策として掲げている。これにより、「子どもの育ち」を大切にした幼・保・小・中の一貫性のある連携教育と高等学校への接続を重視し「遊び」や「生活」を通した学びの基礎力の育成を目指しているところである。</p> <p>課で担当する個別事業では、「子ども会リー</p> | <p>本補助金の交付対象団体は、単位子ども会育成会や小・中学校PTA等であり、補助対象事業としては、小学生でも行えるような体験活動を想定している。体験活動の内容等を考慮し、高等学校在学者がこの体験活動の対象として含めることが適当かどうかについては、引き続き検討していく。</p> <p style="text-align: center;">（家庭・地域学びの課）</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|--|
| <p>ダー」がある。この事業は、子どもたちが育成会役員に頼らず自分たちで子ども会の行事の企画や運営をし、集団ゲームやレクリエーション、新入生の歓迎会等の企画や運営をしようとするときに、「お兄さん」「お姉さん」としてアドバイスやサポートをする、小学校4年生、5年生、6年生、中学生、高校生がメンバーとして活動しており、正しく遊びや生活を通した学びに直結するものである。</p> <p>本補助金の対象事業として、子どもの参加人数よりも大人の参加人数の方が多い事業であっても、子どもたちにはなるべく多くの大人たちと交流して欲しいとの趣旨から補助金を支給している実績をみると、高等学校在学者を本補助金対象の子どもに含めない相当の理由は見当たらない。むしろ、子どもの範囲を統一的に捉えることにより、本補助金の対象事業としてより効果的にかつ活性化した事業展開が期待できると思われる。</p> <p>本要綱における補助金対象の子どもの定義に高等学校在学者を含めることについて市の政策と合致するか検討し、高等学校在学者を本補助金の要件に含めることが望まれる。 (家庭・地域学びの課)</p> <p>2.12 長野市コミュニティスクール運営委員会補助金事業 (1) 関係書類の適切な提出について【指摘】 (報告書 165 ページ)</p> <p>長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付要領では、補助金の交付に関しては、長野市補助金交付規則の定めと、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付要領（以下、本要領という。）の定めに基づき履行されることを明記している。</p> <p>本要領では、補助金申請の関係書類として次に掲げる書類の提出を求めている。</p> <p>①運営委員会年間計画表及び運営委員会名簿 (様式任意)</p> <p>②経費内訳書</p> <p>③その他市長が必要と認める書類</p> <p>監査人が、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付申請書について、過去3年度分よりランダムに各15部抽出し申請書類等に不備・不審な点がないか監査を実施した。</p> | <p>令和2年度から、交付申請時に提出する書類に係るチェックリストを作成し、各学校において提出前にチェックを行ったうえで提出するよう改善を図った。</p> <p>(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|--|
| <p>その結果、運営委員会名簿の未提出が平成 30 年度分に確認された。</p> <p>補助金は、市民からの税金等を使って交付されるものであり、透明性の確保と説明責任は強く要求される。本件は、明らかに補助金交付の際に提出が求められる書類について、不備のまま補助金を交付した事例であり、重要性が低いと思われたとしても、不備は不備として補正を要求するべきである。</p> <p>例年同一団体に対して補助金を支給しているから不備がないと安心するのではなく、しっかりと要件に沿って資料等を確認し、補正の必要があれば補正を命じ、申請書の審査基準のより厳格な運用が望まれる。今後の防止策として、「補助金申請時添付資料等のチェックリスト」のようなものを教育委員会で作成し、申請書類に添付することで、今回の問題は解決できるはずであるから検討するべきである。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>(2) コミュニティスクール運営委員会設置要綱の作成・整備について【意見】 (報告書 165 ページ)</p> <p>本事業を制度的に担保する根拠は本要領であり、運営委員会の運営規則や会則といったものを要求しているわけではない。従って、運営規則や会則、運営委員会設置要綱等が整備されないことに対して違法性はないのであるが、補助金の趣旨が「運営委員会の運営費等」に対し、予算の範囲内で補助金を交付することであることから、積極的に整備されるべきである。</p> <p>現状、学校教育課においてコミュニティスクール(学校運営委員会)の要綱の策定状況について、毎年度アンケートで実態把握をしているようであるが、本補助金の支出効果を最大限に高めることを意識すると、コミュニティスクール運営委員会設置要綱についてのモデルケースを策定するなどして、各学校のコミュニティスクールへの作成・整備を促進することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> <p>(3) 補助対象経費の明確化について【意見】</p> | <p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>要綱案(モデルケース)はすでに作成し、各学校に示している。</p> <p>未策定の学校に対しては提出を促すとともに、作成予定日を過ぎても提出が無い場合については、各学校へ状況確認を行い、早期の策定を促す。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課)</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（報告書 166 ページ）</p> <p>本要領の第 3 に定める補助金の対象経費は、長野市コミュニティスクール運営委員会の「運営及び活動」に係る費用に限定されている。しかし本要領において、「運営」と「活動」についての明文化はなく、本要領に基づく交付申請書及び実績報告書を見る限りでは、その運用の判断基準が曖昧になっているように感じられる。</p> <p>一般に運営費とは、その事業全体に係る庶務、人事、労務、計理、調査等に関する業務と考えられる。</p> <p>長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付申請書について、過去 3 年度分よりランダムに各 15 部抽出し補助対象経費の内容について監査を実施した。各コミュニティスクールで支払われている講師謝礼金は金額が 2,000 円から 20,000 円とまちまちであった。</p> <p>可能であれば、教育委員会事務局において、講師謝礼金の支払基準のモデルケースを策定し、なるべくそれに合った支払いに合わせるよう指導が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p> | <p>地域で学校を支える有償ボランティアに対する謝金から専門的な講演を行う講師謝金まで幅が広いと、支払う金額を一律に設定することは困難である。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p> |
| <p>2.13 長野市少年育成センター</p> <p>(1) 時流を踏まえた事業の見直しについて</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p style="text-align: center;">（報告書 169 ページ）</p> <p>市民に一日少年育成委員として該当指導等を体験してもらい、青少年を取り巻く有害環境や問題行動の実態を把握し、非行防止に対する関心を高め、併せて少年育成センターへの理解と協力を得ることを目的として、平成 30 年度では 5 回を計画し、4 回（1 回は悪天候のため中止）実施し延人数で 23 名に参加してもらった。この詳細は下表のとおり。</p> <p>※平成 30 年度参加人数の内訳表は省略</p> <p>少年育成センターの活動について理解をってもらうこと、少年の健全な保護育成に対する理解を求めることは重要であるが、一日少年育成委員の開催はいずれも土曜日開催となっている。あえて土曜日開催とする理由は、一般の地域参加者を対象としており、仕事がお</p> | <p>「一日少年育成委員」については、市民が街頭指導を体験することで、有害環境の把握や青少年の非行防止について関心を高める効果がある。しかし、それだけではなく、少年育成センターと市民、PTA とのつながりを深めることも目的としている。5 年間で、長野市の小・中・高校が一巡するので、中・長期的にみると参加者数が少ないとも言えず、効果も期待できる。</p> <p>また、地区選出の少年育成委員協議会は平成 22 年 3 月、住民自治協議会がすべて発足したため解散したが、同時に各住民自治協議会において、少年育成委員の活動を選択事務として開始しており、その役割を引き継いでいる。</p> <p>意見にあるように、働き方改革に鑑み、令和 2 年度は、実施回数を 5 回から 4 回に縮小した。令和 3 年度以後は、学校が長期休み中の平日に実施することも検討していきたい。</p> |

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査（監査人 新木 淳彦）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>休みであると想定される日として土曜日が最も適していると判断したことによる。しかし、土曜日開催を実施することにより、少年育成センター職員も土曜日出勤をせざるを得なくなり、さらに年5回分ではあるがその準備に要する時間も必要となってくる。</p> <p>令和2年4月からは、中小企業においても働き方改革が法律により義務化され、地方自治体に勤務する公務員においても今後少なからず影響は出てくるはずである。また、当初の目的であった非行防止に対する関心を高める点については、これまでの活動においてある程度果たされてきたこと、さらに地区選出少年育成委員が今は廃止されている。</p> <p>少年育成委員は学校選出少年育成委員のみとなり専門性を高めている事などの理由と状況の変化により、一日少年育成委員の募集・開催については見直しを行い、回数の減少あるいは廃止の方向に向けても良いのではないかとと思われる。</p> <p>今後の青少年の健全な保護育成のため、毎年開催されている「長野市青少年健全育成フェスティバル」にその役目を今まで以上に担わせることを意識して、フェスティバルの工夫は必要になるが参加人数の絶対的の多さからしても、効果は大きいと思われる。よって、一日少年育成委員の募集・開催について効果の面から廃止を視野に入れた検討が望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（家庭・地域学びの課）</p> | <p>「長野市青少年健全育成フェスティバル」にその役割を担わせるという意見については、フェスティバルと一日少年育成委員は性格が大きく異なることから、フェスティバルの中へ組み込むことは困難である。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p> |